

## 新潟県トキ保護募金推進委員会規約

## (目 的)

第1条 中国におけるトキ保護増殖の支援及び佐渡におけるトキの野生復帰を展望した取組を支援するための基金を創設することとし、この基金創設のための募金活動を推進することを目的として、新潟県トキ保護募金推進委員会（以下「推進委員会」という。）を組織する。

## (事 業)

第2条 推進委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 募金活動の推進
- (2) トキ保護に関する普及啓発活動
- (3) トキ保護増殖の支援及び野生復帰を展望した支援
- (4) 前各号に掲げるもののほか、推進委員会の目的を達成するために必要な事業

## (委 員)

第3条 推進委員会は、第1条の目的に賛同した者をもって構成し、構成員は委員と称する。

- 2 委員として推進委員会に入会したい者は、理事会に申し込むものとする。
- 3 設立時の委員は、別表に掲げる者とする。

## (役 員)

第4条 推進委員会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 理事兼事務局長 1人
- (5) 監事 2人

## (役員を選出)

第5条 役員は、総会において選任する。

## (役員の仕事)

第6条 会長は、推進委員会を代表し、業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を行う。

- 3 理事兼事務局長は、第13条に定める事務を執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、理事会に係る業務を執行する。
- 5 監事は、業務を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員再任は妨げない。

(役員報酬等)

第8条 役員及び委員には報酬を支給しない。また、費用の弁償は、原則として支給しない。

(総会)

第9条 総会は、委員をもって構成する。

- 2 総会は、年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた時は臨時に開くことができる。
- 3 総会議長は、会長または会長が指名した者があたる。
- 4 総会議決は、出席委員の過半数をもって決する。

(総会議決事項)

第10条 次の事項は、総会議決を経なければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 規約の変更
- (4) 役員選任
- (5) その他理事会で必要と認めた事項

(理事会)

第11条 理事会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 理事会議長は、理事兼事務局長があたる。
- 3 理事会は、次の業務を執行する。
  - (1) 事業の企画・立案
  - (2) 総会にかけ議案審議資料の作成

(会長専決)

第12条 会長は、緊急を要すると認められる事業及び予算を専決することができる。

- 2 前項の規定による処置については、次の総会または理事会に報告し、その

承認を求めなければならない。

(事務局)

第13条 理事兼事務局長は、会長の命を受け、または理事会の決定に基づき、次の事務を執行する。

- (1) 募金活動に関する事務
- (2) 理事会の委任した事項
- (3) 金銭出納に関する事項
- (4) その他庶務に関する事項

2 推進委員会の事務局は、新潟県環境局環境対策課におく。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この規約は、平成11年5月31日から施行する。

2 推進委員会の設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立の日から平成12年3月31日までとする。